

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

法人名：独立行政法人森林総合研究所

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人原子力安 全技術センター	講習受講料 (第3種放射線取扱 主任者講習)	267,300		5/11・5/25		公財	国所管
公益社団法人ボイラ・ クレーン安全協会茨城 事務所	講習受講料 (玉掛け技能講 習・床上操作式ク レーン運転技能講 習)	129,300		4/27・5/25・ 6/25		公社	国所管

【記載要領】

- (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
 - (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
 - (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- ※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。